

市民文教委員会会議録

平成25年8月6日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:40

【 案 件 】

1. 学校施設等の再編について
2. 生活環境について

【 報告事項 】

1. 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について (市民課)
2. 公用車による交通事故発生について (市民課)
3. 「飯塚市のめざすまちづくり協議会」について (まちづくり推進課)
4. 工事請負契約について (契約課)
5. 第二次行財政改革大綱の策定並びに第二次行財政改革前期実施計画(案)について (行財政改革推進課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「学校施設等の再編について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

先の市民文教委員会におきまして資料要求のっております、小中一貫校建設に伴い避難所としてこういった形で利用できるのかということの資料といたしまして、お手元に配布させていただきます「小中一貫校建設に伴う避難所利用について」をご説明いたします。

地域防災計画における学校の避難所の形態は指定避難所とされており、広範囲に被害が発生した場合で、家屋等に被害を受けた被災者が一時的に避難する施設とされています。また、その場合における一時避難場所は屋内運動場とされているところです。このため施設一体型の小中一貫校の建設に際して求められるものは、一時的に滞在ができる施設としての設備の設置が求められております。防災安全課との協議の中で、一時的に滞在をする施設につきましては、基本的に屋内運動場を想定しており、そのための設備としてトイレ、シャワー設備等が必要とされているため、今後の実施設計において、その必要数などを関係課と協議し設置したいと考えております。

続きまして、同じく資料要求のっております統合作業に伴います、質問要望等をどうやって受けて処理するのか、また情報の開示をどうやってするのかについて、「小中学校再編整備に関する統合作業の周知について」ご説明いたします。統合にかかる調整を行うため再編統合を行う中学校区について、自治会、学校長、PTA、地域関係者などからなる協議会を設置し、校名や校歌、通学の問題など開校準備に関することを協議し、教育委員会に提案していただくこととしております。また、そのことにつきましては本委員会等にも報告させていただいております。これまで再編整備計画や建設適地の決定など市のホームページに掲載するとともに、学校や地域の方にお知らせの配布を行ってきました。先の市民文教委員会において、質問議員のご指摘の通り、周知不足とのご指摘もありますことから、今後、開校に関する調整状況について、その内容の広報誌等を教育委員会で作成し、学校保護者への文書配布や自治会への回覧、市ホームページへの掲載を行い、質問要望などを受ける形を含めて市民の方との合意形成に努めてまいります。

続きまして、鎮西中学校区小中一貫校建設工事基本設計についてご説明します。お手元に配

布しておりますA3サイズの資料をご覧ください。1ページに学校全体を敷地南西方向から眺めました鳥瞰イメージ図を記載しています合計6ページの資料となります。2ページに配置図、3ページから5ページに1階から3階までの施設平面図を、6ページに敷地横断図を記載しております。

2ページの敷地配置図をご覧ください。この学校の建設敷地につきましては、飯塚市大日寺の飯塚市斎場の北東部の農地となります。敷地の配置につきましては、南側にグラウンドやプール等を配置し、中央の既存水路を挟んで北側に学校舎、児童館、公民館施設及び屋内運動場等を配置しております。造成の基本計画につきましては、現在の敷地高31.5メートルから34.8メートルのグラウンドレベルを造成し、グラウンドの高さを34.5メートル、サブグラウンドの高さを33メートル、校舎敷地の高さを35.5メートル、屋内運動場敷地の高さを33.5メートルとし、敷地中央にあります市道尾・大人線を一部廃止し、敷地東側に敷地北側と隣接する市道幸掛・水原線へ新設道路を接続させることとしており、敷地西側の市道大人・田川原2号線は幅員2.8メートル程度を10メートルへ拡幅改良することとしております。同じく敷地中央の市道尾・大人線に隣接する農業用排水路につきましては、3カ所ほど管理溝を設け暗渠化することとしております。

排水の計画につきましては、敷地内雨水について、敷地南東部に調整池を設け、サブグラウンドの調整池機能をあわせて中央の用排水路に排水することとしており、汚水につきましては公共下水に接続することとしております。

続きまして、学校舎の1階につきましては、南西に職員室や保健室などの管理所室と特別支援教室を配置し、中央部に普通教室を、南東にバスケットコート2面の屋内運動場を、その北側に給食調理場を配置しております。また、北西部分には児童館及び公民館を複合化しております。なお、児童生徒や公民館来客者等の導線につきましては、公民館来客と児童生徒等の入り口を分け、防犯に対して配慮することとしております。正門は敷地中央部の西側に配置し、そこから児童生徒の徒歩及び自転車通学者が入り、校舎中央から各昇降口へ入ることとなります。

資料4ページをご覧ください。学校舎2階につきましては、南西側に図書室や理科室などの特別教室を配置し、中央部に普通教室、北東部に小アリーナ、武道場を配置しております。

資料5ページをご覧ください。学校舎3階につきましては、2階と同様に特別教室と普通教室、北東部にランチルームを配置しております。

以上のような形で、3階建ての学校舎とし、基本設計を完了させていただいているところで

す。

以上簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

2番目に説明のあった、再編整備に関する統合作業の周知についてお聞きいたします。非常に簡略というか、これだけではわからないんですが、まずですね、保護者等の意見については、どのように聴取する形になるのでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

保護者の方の部分につきましては、基本的には保護者、PTAの活動の中で受けたいとは考えております。しかしながら、さきの委員会でもご指摘がありましたように、そのPTAの方への部分の伝達がわからないというような方もおられるということから、学校からの配布の広報誌、またはホームページ上からお問い合わせ先というような形で、意見等を受けられたらというふうに考えているところでございます。

江口委員

そういったこともあわせてね、整理して資料を出して下さいとお話ししましたよね。ただ、今のお話だと基本PTAの会合、PTA会長を通してというような形になるんですか。委員構成に関しては変更があったのでしょうか。委員構成はどのようになりまして、調整会議は、

学校施設整備推進室主幹

委員構成といいますのは開校準備協議会という考え方でよろしいでしょうか。

江口委員

開校準備会議でも何でもいいですけど、ここに書いてあるのは再編統合に伴う調整会議と書いてあったので私はそう言ったのですが、どういう名称でどういう構成員になったのでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

再編に伴う調整会議としまして、各今現在4つの統合調整を行っている部分、一中の統合の部分と、あとは鎮西、幸袋、穂波東の部分では、開校準備協議会という形で調整をさせていただいているところでございます。第一中学校の調整につきましては、自治会の方は入られておりません。そのほかの部分につきましては、資料を配らせていただいておりますように、自治会、学校長、PTA、地域関係者という形で、第一中学校の部分につきましては、学校長とPTA会長と事務局という形で協議をさせていただいているというところでございます。

江口委員

何度も質問して皆さん方が書きとめるのが面倒というかですね、間違いがありますので、ぜひその点をきちんと資料にして配っていただけません。あと、自治会は入っていないんですけど、地域関係者は入っているんですよね。でしょう。一中は自治会は入っていないんですよね。ここに書いてある、構成に書いてある学校長、PTA、地域関係者等は入っているわけでしょう。どんな方が入っておられるんですか。手元にありません。あるんだったらもう配っていただきたいんですが、ありますか。

学校施設整備推進室主幹

ちょっと資料は手元に今日は持ってきておりません。第一中学校の部分につきましては、自治会及び地域関係者の方は現在入っておりません。学校長とPTAで協議をさせていただいているというところでございます。その他の3地区につきましては、自治会、学校長、PTA、地域関係者等で構成して協議をさせていただいているところでございます。

江口委員

この前の委員会の中では、だからうまくいってないんじゃないのというお話があって、それを入れる必要はないんですかというお話がありましたよね。それで検討をお願いしましたよね。検討した結果やっぱり入れないという判断ですね。よろしいですか。

学校施設整備推進室主幹

第一中学校の調整の会議につきましては、基本的に現在協議をおこなっているものにつきましては、通学の部分というところの方法を協議をさせていただいておりますので、この部分につきましては基本的に学校並びに保護者の方がやはり基本的に対象となるということで、自治会、地域関係者という形ではちょっと今のところ入っていないところでさせていただいております。

江口委員

どうだかなと思いますよ。横でもだからおかしいという声が上がっております。十分に考えるべきだと再度お話しておきます。じゃあ、言われた保護者、PTAの方が出ているからという話がありました。これPTA会長がでているだけでしたか。3校のPTA会長と3校の校長6名で構成されているんですか。ではまず、一中から。

学校施設整備推進室主幹

P T Aの方につきましては、今現在、P T Aの会長に会議のほうに出てきていただいて、協議している部分につきましては学校に持っていただいて役員等で話し合いをしていただくという手順をとっております。

江口委員

出ているのは6人なんですね。じゃあ、そのP T Aの会議がどのようになっているというのをご存じですか。P T Aの会議が、それぞれの検討項目についてどのように会員さんにきちんと伝わって、会員さんの思い、意見をどのように吸い上げているかということに関しては、どのように把握されておられます。

学校施設整備推進室主幹

P T A会長と学校長で調整会議を開く中で、地元に戻られまして学校のP T Aの役員会で話をおろされると。その先のところについては、P T A通信なりそういうところでされているとかいうところについては、私の方ではまだ把握はしておりません。

江口委員

この前ご紹介したのは、だからうまくいっていない分があるので、きちんとその保護者なりから直接意見をいただく仕組み、そしてそれに対してお返事をする仕組みが必要だよねというお話をさせていただきました。P T Aの広報誌並びに市の教育委員会がつくる広報誌で、それについてはお伝えをするというふうな形になるんですか、協議経過については。

学校施設整備推進室主幹

現在協議、調整をさせていただいているもの、並びに今後やらなくては行けないこと、またこれまで協議させていただいたことなどについては、教育委員会の方で広報誌を作成させていただいて学校、また自治会長なりを通じてご迷惑をおかけするところですが、そういうものを配付をさせていただく。あとは市のホームページにその分を掲載させていただいて周知をさせていただきたい。また、合意形成に努めていきたいというふうに考えております。

江口委員

今もう既にもうそれは、1回でもやられましたか。この前もお話したんだけど、うちのマンションに立岩小学校の学校の新聞が時々貼ってあるんですが見たことはない。いまだに私は確認してないんです。何らかのアクションがもう既にあったんでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

その広報誌等につきましては、現在まだ行っておりませんので、今月を目処に学校等に配付とかホームページ上に載せていければと思っております。ただ学校についてはいま夏休み中ですので、配布の方は出校日等に合わせて、もしくは9月に入ることがあるかと思えますけれども、そのような形で行っていきたいというふうに考えております。

江口委員

この協議については、どのくらいのボリュームがあります。広報誌といっても、私が見ているのはB 4で1枚なんですよね。学校のことものろんなことが書いてあって、そんなにスペースがないと思うんですけれど、一回ですらっと書いてあっても皆さん方は分からないと思うんですけど、できるんですかね。まず、そのボリュームってそんなに多くないんでしょうか、協議事項は。

学校施設整備推進室主幹

協議の中身と周知するボリュームということでございます。現在、学校名とか第一中学校の部分については、通学方法という形になってきますけれども、その部分での周知、またこれまで検討されてきた内容を含めた中では、A 4サイズ1枚程度でまとめられるのではないかと考えています。また、今後調整の内容については、用紙的なボリュームがどのくらいになるかというところは、その場を踏まえまして、学校通信とかそういうものも利用をさせていただきながらやりたいというふうに考えております。その他の学校、中学校区につきましては

も同じような形でこれまでの経過、またはすべてのものを一度にやはり協議できないところもございますので、現在進行している部分とかそういうものはお伝えするような形にしたいというふうに考えております。

江口委員

今私どもは、1市4町が合併した飯塚市として活動しておりますが、この合併の際についても合併の協議について、広報誌をつくって市民の皆さま方に周知を図ったわけです。そして協議の経過についても、進達できたわけです。サイズが違うかもしれないけれど、とてもA4の1枚で収まると思えない。その点については十分な配慮が必要かと思うんです。そうやって周知をしてということであると、協議については、まだすべて決定ではないという段階でよろしいですか。

学校施設整備推進室主幹

まだ、すべて協議が終わったということではございません。まだ、やるべき内容は十分ございます。

江口委員

ごめんなさい、聞き方が悪かったです。協議項目がずらっとあると思うんだけど、そのすべてがすべてまだ決定ではなくて、協議途中という理解でよろしいですか。

学校施設整備推進室主幹

第一中学校の部分の調整につきましては、学校名につきましては決定をさせていただいているところでございます。その他、校歌等につきましても第一中学校の部分で利用されるということで決定をさせていただいております。あと通学路等につきましても、通学方法と同様に今現在進行中というような形になっております。

江口委員

校名と校歌は決定したと、通学路はまだ未定、今の話はそういう形ですかね。もっと丁寧にする方がいいと思いますよ。とりあえず、いまのところは終わります。

道祖委員

第一中に関して、通学路、通学方法の問題、これはこの1年間かけてやっていくというふうに教育部長のほうで何か答弁があったような気がしますけれどね。ただね、今江口委員が言っておりましたけれど、私は鯉田の自治会長会に毎月出ております。この4、5、6、7月、三中が一中に統合されて通学方法、これについて検討しているとか何とか教育委員会の方から説明があった記憶はないんですけどしましたか。

学校施設整備推進室主幹

自治会の方でその旨の報告はしておりません。

道祖委員

あなた方は学校関係者とPTAの保護者、要はPTAでやっているということ。けれど考えてみて下さい。まだ地域には、小学校に通ってない子ども達がいっぱいいるんですよ。将来、この人たちが当然一中に通う。通うときに地域の人たちが何も知らないうちに、通学方法が決まっている。あなた方は三中のPTAの方々と話していると。校長と話しをしていると。その人たちが、地域に対して説明をしておられるということを知っていますか。確認をとっていますか。

学校施設整備推進室主幹

PTA会長が地元で、すべての方におろしているところまでは確認はしておりません。

道祖委員

それじゃあ、やっぱりあなた方は教育委員会の人ですよ。しかし、飯塚市はね、前々から言っているように、まちづくり協議会をつくって地域は地域で活性化していこうという取り組みをしているんですよ。学校教育はそれとは無縁のものなんですか。地域とは無縁のものなん

ですか。

学校施設整備推進室主幹

地域と無縁のものとは考えておりません。

道祖委員

じゃあ、4、5、6、7、この4カ月経っていて、1年12カ月のうちの3分の1が終わった段階で地域に何も説明していない。そしてもう、こういうことを審議しています。審議している内容も知らないし、審議している中身、協議のあり方も知らない。あなた方は決まりましたということをおとすだけですか。決まったらそれを報告するだけですか、教育委員会は。

学校施設整備推進室主幹

決定するという方向だけをお知らせするというのではなく、先ほどご説明させていただきましたように、広報誌、そういうもので周知をさせていただきながら、お知らせしたいというふうには考えておりますけれども。

道祖委員

昨日、今日言い始めた話じゃないの。これはもう、三中が一中に、菰田中が一中に統合するときからの話なの。何年経っていますか。一番今残っているのが、三中は従来から自転車通学を許可していたと。今度は一中に対してはどうするかと。自転車通学は禁止する。そういう方向で話は進んでいるというように聞いておりますけれど、けれど地元はそれで本当に納得しているかどうかですよ。教育長、それはそこでいうなら手を挙げていって下さい。私の質問が終わったら。あなた方に言っているのは地元に対する説明が何もなされてないじゃないかと。教育委員会指導のもとですべてが行われて、結果だけ通達するんだったら、別にはい聞きましたで終わりじゃないですか。そうじゃなくて、まちづくり協議会とかそういう地域のことを考えていくなれば、今後の将来の子ども達のことを考えていくなれば、そのところは地域に対して丁寧に説明し、そしていろいろな意見を聞きながら、その中で集約していくしかないじゃないですか。その集約過程というのを全然やっていないんじゃないんですかということをお指摘しているんですよ。どうぞ、教育長。

教育長

現在も特に、調整協議会議の中での調整事項は多岐にわたっておりますので、今ご指摘がありました通学路に関する件についてお答えをさせていただきます。学校安全の日等々も含めまして、地域の方々からは子ども達の通学、それから日常の安全の見守り活動にご協力をいただいておりますこともかんがみると、自治会等へ経過、そして結果というのを段階的にお知らせをするということは、ご指摘のとおり必要だと思います。ただ、通学方法について自転車通学を認めるか認めないかという案件についてはですね、学校と直接現在学校に通っている保護者の中で、しっかり協議をすべきことだと思っています。といいますのが、安全面についてだれが責任を持つのか。これは学校と生徒、保護者でございます。それに対して、いやなんとかなるんじゃないかという漠としたような声を地域から上げられたときにどうするのかという問題になります。責任の所在はどこかと考えたときに、通学の安全の責任は本人もしくは保護者、そして部分的に学校でございますので、その関係者の中でしっかり協議をその内容についてはしていくというような精査が必要かと考えている次第です。

道祖委員

その教育長の考えが地域に伝わっていますかと言っているんですよ。伝わっていないじゃないですか。だからこういう形で審議させていただいていますというならば、そのとおりですねということでお納得しますけれど。地域の人たちは知らないですよ。おぼろげに知っていますけれどもね。私などはちゃんと言っていますから、この一年間で通学方法など検討されるらしいですよということは言っていますけれど。だけど、教育委員会として考え方を地域にやっぱり示

していないという事実ですよ。教育長のしっかりとした考え方が何も地域には伝わっていない。このあり方がどうかと言っているんです、教育委員会として。

教育長

地域、特に自治会に毎回参加される中でこれまで全く報告もなかったというご指摘に対しては、大変申しわけなく、地域に対して申しわけなく今感じているところでございます。今後、先ほど主幹のほうから説明しましたとおり広報誌等で現在の進捗状況等も報告することも含め、またいくらかの形になって説明ができるようなところまでたどり着きましたら、自治会等への説明も丁寧に行っていくことが必要だと改めて感じております。

道祖委員

丁寧な説明が必要だと感じているのは感じていただいて結構でございますけれどね。ただ、最後の言葉が気に入らないんですよ。ある程度の結果が出たらそれを知らせる。それは地域の意見なんて入っていないと言っているんですよ。責任を持ってするならば結構ですよ。そういうことですからご了承くださいと言って、了承を地域からもらってそしてこういうふうに考えています。こういう結果、いつまでこういうことを教育委員会としては地域に示したいと思います。とかいうふうなことをきちっとやっぱり順序立ててやらなきゃ。だからそこが不信感なんですよ、教育委員会に対して。昨日今日言っている話じゃないんですよ、これは。三中、菰田中が、一中に統合されるときからの課題なんですよ。だからその辺は、教育長きちっと指導をしていただいて、早い段階で自治会長会の方に今までの経過等を報告するとかね、そういうことを示してください。

教育長

その方向で進めることができるよう努力いたします。

江口委員

ちょっと戻りますが、開校準備協議会の会議については、いつあるよというやつはお知らせがあつて、これは傍聴が可能になっているのでしょうかどうでしょうか。そしてもう1点がこの協議会の会議録は、どの程度経てばでき上がっていて、どのように公開がなされているのか、公表がなされているか、その2点お聞かせ願えますか。

学校施設整備推進室主幹

開校準備協議会につきましては、地域の方と協議をさせていただいております。この会議の周知については、関係者に対して今度いつ行いますというような形の会議でございますので、傍聴ということで意見がありましたらその会議に諮りまして、皆さまの意見を聞いて決定をしないとこの場で傍聴ができるという形はちょっとお答えはできません。会議録につきましては、随時会議が終わりましたら作成をしておりますので、この部分につきましては公開する形にはなると思うんですが、その部分につきましても同じように会議の委員の方に確認をさせていただいて、ご返答させていただきたいというふうに思います。

江口委員

この話はね、前回に言っていた話なんですよ。この傍聴できるのという話、そのこの部分の形も含めて整理してちゃんと資料として提出いただきたい。これはきちんと関係者のみに周知して、要するにメンバーだけには言うけれど、他の方々は聞けない。自分の子どもないし、これからの子ども達が行くのに、気になっていきたくいと思うんだけど行けない。現実に傍聴を断られたというお話を聞いています。そして会議録はと聞くと、会議録なんかないよと返事をいただいたという方もおられました。今作ると言われたんだけど、もちろんのことながら言われたら見せますよではなくて、いついつやりますよと、それこそ学校だよりとかPTAだよりの中で、予定としてこうやってあります。ぜひ、聞きに来てください、そして終わりました、ここに会議録は載せています。そういった形ですべきですよ。教育長どうですか、やっていただけますか。

学校施設整備推進室主幹

会議録につきましては、随時作成はしております。この部分につきましても、先ほど答弁させていただきましたように、内容につきましては公開できるものについて確認をとった上で公開をさせていただければというふうには考えております。傍聴につきましても先ほど言いましたように、実施する時期というものが急に入るような場合もございますのでなかなか事前に周知するというのは、地域の方にお知らせするというのはホームページ上、そういう部分ぐらいでしかございませんけれども、そういう形でよければということで確認の上、広報させていただければというふうに思います。

江口委員

ちょっとこだわりますけれど、随時というのはどのくらいの期間でできています。随時作成と言われましたね。会議があって大体1週間もあつたらできているという理解でよろしいですか。

学校施設整備推進室主幹

会議録につきましては、やはり私たち勤務の内容にもよりますので、おおむね1週間でできますとかいうそういうことは、ちょっとこの場では言えないんですけども、なるべく早い段階では作るという形で作成はしております。

江口委員

飯塚市の情報公開条例にもきちんと会議録等は整備しなさい。速やかに公開しなさいと書いてあるんだけど、飯塚市の会議の中でも、会議録ができたのが6カ月後だったという事例もあるわけですよ。勤務の状況ではなくて、大切なことをやっておられるわけでしょう。大切なことをやっているんだから、いち早く知っていただくためにその努力をする。きちんとそれをやってもらわないと困るんですが、教育長どうですか。

教育部長

会議録と傍聴の件についてのご指摘でございますが、主幹の方も申しておりますように協議会の方へ一旦諮る必要があるかと思えます。これについては、前回ご指摘をいただいたということで、私どもの方の不手際で申し訳ございませんけれども、できるだけ速やかにやっていきたいと考えております。また議事録の作成につきましては、作成の時間につきましても、できるだけ速やかに行いたいと思えますが、一回の会議がかなりの時間になりますので、なかなか作成にも時間がかかります。また、その内容につきましてもどこまでを、例えばホームページ等上げるのかというような検討もこの会議の中で確認をしていく必要があるかと思えますので、今しばらくお時間をいただきたいと考えております。

江口委員

本当にしつこいようですけど、会議に諮るのではなくて、飯塚市としてはね、基本このような会議は会議録を作るというのが情報公開条例の中にもありますよね。基本的に会議についても公開であるということもね。情報公開条例というのは、要は市政を知っていただくために、市政の情報をどんどん公開していこうという部分ですから、その理念にしっかりとった上でやっていただく。会議に諮るのではなくて、教育委員会としてこういった部分に関しては、もちろんのことながら市民に公開のもとやっていくので、このルールでやりますということ、それをご了承くださいというひとことで私はいいいと思っています。もう一遍、教育委員会としてどのようにやるのかをしっかりと協議をしていただいて、やっていただきたいと思えます。

道祖委員

鎮西校区の鳥瞰図等が出ておりますけれど、先だってちょっと事前にお尋ねしたかと思えますけれど、これはほとんど田んぼをつぶしてから学校敷地にするわけですよ。一番気にしているのが、確かこの流域で大雨のときに1名の方が亡くなったという事例がありましたですよ。ですから、私は水害対策の関係で田んぼをつぶすとき、まあ農転ですよ、農転かけるとき

に調整能力をきちっと持つべきだというふうに考えているんですけど、6ページに示されておりまして図面で調整池ができておりますけれども、サブグラウンドと調整池がありますけれども、これはこの田んぼを農転かけたときに、それだけの調整能力がある調整池であるというふうに計算上なっておりますか。

学校施設整備推進室主幹

ここの調整池につきましては、流域の計算をしてここの農地を開発することによって影響が出ないという形の調整池となっております。

道祖委員

細かいようですけれども、これは田んぼで道路まで立米数はどれくらいの調整能力があるんでしょう。大雨が降ったときに田んぼが冠水して道路まで水が上がってくると仮定したときに、何立米の調整能力が今、この田んぼではあるんでしょうか。それと同じことを考えてやっているということですけど、立米数で示していただきます。容積量ですよ。それを計算してちゃんと明確に答えられますか。

委員長

出ますか。

暫時休憩いたします。

休憩 10:40

再開 10:42

委員長

委員会を再開いたします。

道祖委員

今資料が出ないならば、あなた方は自信をもって大丈夫ですと答えておりますから、それは後日の委員会できちっと計算式を示して資料として出してください。委員長、資料要求をさせていただきます。

委員長

執行部にお尋ねします。ただいま道祖委員からの要求のあった資料は、提出できますか。

学校施設整備推進室主幹

ただいま要求のありました資料については、次回提出をさせていただきたいと思います。

委員長

お諮りいたします。ただいま道祖委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

道祖委員

6ページの断面図なんですけれども、ちょっとよくわからないいのでお尋ねいたしますが、A断面があります。これは左側が当然上流になると思うんですよ。体育館がある方が下流になってくるというふうに思いますけれども、これは点線の部分が現状の地盤高というふうになっておりますけれども、現状の道路高はこの33.8メートルなんですか。

学校施設整備推進室主幹

A断面上の道路高についてはちょっと記載がないんですけども、中央水路のところの道路高が34.9メートル程度ございます。

道祖委員

平面図に書いている数字で追いかけたほうがわかりやすいんですか。それならこれで追いかけてみたいと思いますが、現状交差点のところは34.89ですね、レベルが。これよりはサブグラウンドは調整池になるから33.0で、この1.89レベル差があるからここを調整池

として水がたまと。34.89を中心に考えるとグラウンドは34.5だからここも水がたまるというふうに考えたらいいんですか。そういうことですね。すると、例えば右側の……何ですかこれは。体育館がありますね、体育館の道路側の方に、これ33.5とあるのは、これは敷地が33.5ですね。なんでここを追いかけていっているかということ、水害の心配をしているんですよ。せっかくつくらんだったら、できるだけ水害対策はやっていただきたいと思っているんですよ。だから、あの時点で死亡者が出たときに、道路高より何十センチ水が上がったのか把握はしておりませんが、当然道路よりも水が上がったんだと思うんですよ。だから、その辺に対しての配慮をきちっとやっとなないと、でき上がりましたが、例えばこういうことがあったでしょう。平成15年の大雨のときに一中の体育館が浸かりましたよね、後でやりかえましたよね。フロアがゆがんでしまってね。つくる段階からそういうのが想定されるならば、地盤高は若干上げておいた方がいいんじゃないかと思っているんですけど、その辺は自信をもってそういうことが言えるのかどうか。34.89から見ると33.5というのが体育館の上の方にありますよね。当然これは33.5ということになると1メートル40センチぐらい低いと。そうすると体育館に水が入ってくるんじゃないかなとか思うわけですが、今もらって平面図を見ながら、断面図を見ながらやっているんで体育館の基礎の方が33.5というふうに6ページではなっていますよね。これから考えると、これは低すぎるんじゃないかなとか感じるんですよ。現状の道路高の交差点のところを中心に考えるとここまで水が上がったとするならば、ここは低すぎるんじゃないかと。そんな心配するなと言うならば心配はしませんけれども、自信を持って心配するなと言えるかどうかだけ答えてほしいわけですよ。しつこく言っておきますけれど。

学校施設整備推進室主幹

今ご指摘があります道路高34.89でございます。屋内運動場の部分につきましては、こちらの方に向かって東側の方に向かって道路についても傾斜をしております。下がっております。屋内運動場の北側の道路高につきましては、現状が32.33というような形でございましてので高い方から低い方へ水は流れていきますので、その部分について屋内運動場に道路の水が流れていくような形にはならないというふうに思っておりますけれど。

道祖委員

水は高いところから低いところに流れるんですよ。だけれど、水が冠水した場合は、流れていても冠水するわけですよ。だから言っているようにどの地点まで冠水したか、ちょっと定かではないからどうなんですかと言っているんですよ。あなた方事前にそういうことを調べていて、ちょっと先の方、下流の方で死亡者が出たという事実を踏まえて、どこまで水が高く上がっていたかということは把握しているのかどうかなんですよ。それを言っているんですよ。だから地盤が下がっているから大丈夫だと、地盤が下がっていたってあなた、この34.89では冠水していなくても、水というのはそこが冠水していなくてもいくらこう流れていまずと言われても溜まるときは溜まるんですよ。だから冠水するんですよ。分かります。レベル差というのはそういうことなんですよ。だからそういうことを考えて大丈夫だと言っているんですよと言っているんです。もう一回調査した方がいいんじゃないですか、一回念のために調査したなら、したと答えられるなら答えてもいいけれど。

学校施設整備推進室主幹

現地につきましては、冠水をしたというような報告は受けておりません。しかしながら、地域の方のご意見としましてこの部分、この北側の道路についてはやはり用水路の方から水が溢れたというような形で道路をつたって流れていったというような話は聞いております。そういうところから、道路よりは高く造成をさせていただいて計画を現在のところはしているところです。また、今後そういうご意見を踏まえて実施設計の中で反映を少しさせていただきたいと、浸水の被害を受けないような形を間違いなくおこなうような形で設計のほうをさせていただき

たいというふうに考えております。

道祖委員

しつこく言いますけれど、断面図を見るとね、何で体育館のところだけ、あなたが今言った35.5で高くなっている部分はいいのよ、校舎と中庭は35.5、これは高くなっているから、その言わんとすることはあなたの今の答弁で結構ですよ。だけど、何で体育館を33.5、2メートル下げているのですか。

学校施設整備推進室主幹

屋内運動場の部分の高さがグラウンドレベルが低いものにつきましては、やはり周辺が農地でございまして、余り高さを上げると周辺の農地に日陰の影響等がございますので、この部分で造成の部分についてはちょっと低く抑えているというところでございます。

道祖委員

稲作に影響がある、日陰で影響があるという答弁はわかりますけれど、2メートル上げたらどれぐらいの影響が出てくるんですか、逆に。

学校施設整備推進室主幹

2メートル上げたらどのぐらいの影響が出るかというところでございますけれども、現状の高さでもわずかながら影響が出るぎりぎりのところでございます。その部分で2メートル上がれば、どのくらいまで長さとして影響が出るかというところの部分につきましては、正確なところは把握はできてないところでございます。

道祖委員

そういういいかげんな答弁やめてよ。農作に影響がある。何ヘクタールの影響があるから2メートル下げていますぐらい言ってよ。答弁しているんだから。影響があります。ああそうですか、じゃあ、2メートル上げたら具体的には何平米あるんですかと聞いたら、現状では多少あると思いますけれどわかりません。そんな答弁はやめて。わからんならわからんで計算してから、次出してくださいよ。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:53

再開 11:00

学校施設整備推進室主幹

ただ今質問委員から言われましたご指摘の部分につきましては、今後関係課と協議をさせていただきながら敷地高等を踏まえまして、浸水等の被害がないように協議し、実施設計の中で反映をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「生活環境について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

環境施設課長

茨木市環境センターで行われておりましたバイオコークスの実証実験につきましては、現在照会文書を送付し、依頼しておりますので、それを待って報告したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。

永末委員

今のバイオコークスのことではないんですけど、所管事務資料のほうを出していただいていますよね、こちらの方。目を少し通させていただいたんですけども、私も議員になってまだ2年ちょっとですけども、各施設の方とかもたくさんあるなというふうに見させていただきました。実際、書面上である程度こういった施設がこういったところにあります。こういった機能を持っていますよというのがわかるんですけども、可能であればできる限り直接目で見て現場の職員の方から説明を受けたいなと思うんですけども、現地調査といいますか、その要望をしたいんですけども、お取り計らいをお願いします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:03

再開 11:05

委員長

委員会を再開いたします。今の件につきましては、正副委員長の方で検討させていただきます。他に質疑はありませんか。

江口委員

ごみ処理の中で県央環境施設組合のほう、RDFでやっておられますよね。ただ、このRDFに関しては、そろそろ契約の部分が切れて、次の契約をどうするかという部分が県央の施設組合の方でお話があるかと思っています。ただ、これを継続するかどうかに関しては、飯塚市の財政にも大きく影響を与えるものでございます。その点について、現状どのようになっていますでしょうか。

環境対策係長

ただ今、ふくおか県央環境施設組合のほうで行っておりますRDFにつきましては、大牟田リサイクル発電の方と平成30年3月までの供給契約の方を結んでおります。この契約に関しましては、福岡県、それから大牟田リサイクル発電株式会社の方と、また運営協議会のほうで協議を行いながら平成35年までの延長についてただ今、検討協議を行っておるところでございます。

江口委員

これは当初の契約が平成30年3月までであったという理解でよろしいですか。それとももう1回すでに延長とかをしたのかどうか、その点どうですか。

環境対策係長

この契約につきましては、延長なしの平成29年度、平成30年3月31日までの契約ということで当初なっておりました。

江口委員

平成30年3月までとは言いながら、いきなりそのときになって、次もしますとかいう話にはならないと思います。ぜひ、この分についても必要な時期にはきちんと報告をお願いしたいと思っております。まずは、その点をお願いしたいと思うんですが、よろしいですか。

環境対策係長

その点につきまして十分留意して、こちらの方はご報告をしたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

飯塚の清掃工場の件なんですけれども、バイオコークスの関係は報告が上がってきたらそれ

で結構なんですけれども、あれが出来てもう15年と、埋め立て地の問題ですよ。この頃見たら、やはり相当埋まってきていると。あと何年くらい持つ予定なのか、それと確かこれはいろいろと大牟田の方に持って行って、ごみを持っていて再利用というリサイクルをしているというふうに記憶しておりますけれど、埋め立て地の残年数はどれくらいあるのか。ちょっとそれを確認させてください。

環境施設課長

現在、飯塚市クリーンセンターにあります最終処分場でございますが、埋め立て容量でございますが、平成24年度末で約73.3%埋め立てております。通常であれば5、6年という形でございますが、今質問議員が言われましたように、年間発生量の2分の1を大牟田の三池製錬の方で山元還元という形でリサイクルいたしております。それを単純に考えますとあと10年から11年ほどで満杯になるのではないかと、それまでは持つというふうに考えております。

道祖委員

10年持てば、一応今のところ更新とかそういうことを考えなくていいというふうに理解していいのでしょうか。それともう一つですね、あれは飛灰を石炭セメント硬化した分ですよ。それは北九州の方で掘り返して再利用できるという事実があるというふうに聞いておるんですけど、これは単価の問題もあるんでしょうけれど、数年前より技術は上がってきているからですね、延命策を考えると、そういう北九州の施設のあり方について、どういうふうになってきているのか検討はされているのでしょうか。

環境施設課長

質問委員が言われますように、セメント硬化した部分につきましては、新日鉄の子会社で、実際にリサイクルをやっているということは聞き及んでおります。ただ、単価面とかそれぞれの考え方の中で、今現在、先ほど言いましたように2分の1を三池製錬の方にリサイクルをした中で処理し、また延命化を図っているという状況でございますので、具体的に最終処分場の延命化という中で、実際にあと12年近くもちますので、基本的には今の考え方といたしまして、満杯になった状況においてすべて三池製錬の山元還元の方で処理したいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について」の報告を求めます。

市民課長

「飯塚市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱」の制定について報告いたします。資料として要綱を提出しております。近年、国民のプライバシー意識の高まりを背景に個人情報保護の社会的要請が強まり、平成20年5月から住民基本台帳法及び戸籍法の一部改正法が施行され、住民票の写し等の交付の際の本人確認が厳格化されるなど、不正取得の防止措置がとられました。

しかしながら、法改正後も特定受任者が職務上請求用紙を大量に偽造し、住民票等の不正取得容疑で逮捕される事件があり、また、職務上請求用紙の紛失も後を絶たない状況であることから、今後も不正取得が行なわれることが危惧されています。

本市では、平成23年2月から住民票等の不正取得が明らかとなった場合、本人にその旨を通知することとしていますが、不正取得の抑止及び防止をさらに図るため、新たに要綱を定め、本年10月から市が住民票の写し等を第三者に交付した場合、事前に登録した市民に住民票等の交付の事実をお知らせする制度を実施する予定としております。

第三者とは、住民票の写しについては同一世帯以外の方、戸籍及び戸籍の附票の写しについては、戸籍に記載されている方・その配偶者・直系親族以外の方のことで、本人からの委任状を持った代理人、弁護士などの特定受任者を言います。

通知の対象とするものは、住民票の写しおよび住民票記載事項証明書で本籍が記載されたもの・戸籍の附票の写し・戸籍の謄抄本、戸籍記載事項証明書等で、除籍や除票は含みません。

通知内容は、交付年月日・交付した証明書の種別と通数・交付請求者が本人等の代理人か、本人等以外の者からの請求かの種別です。

なお、交付した代理人や第三者の氏名、住所等の個人情報には記載されません。

登録できる方は、申込みの日において飯塚市住民基本台帳に記載されている方で、同一世帯の方でも個人単位での申請となります。

登録受付は、本年9月2日からを予定しており、市民課及び各支所市民窓口課で受け付けます。登録の廃止は、登録者が住民異動や死亡等で飯塚市の住民基本台帳から削除されたり、廃止の届出があったときは事前登録が廃止されます。

制度をご理解いただくための市民への周知は、市報・ホームページへの掲載を行ない、チラシを全戸配布する予定です。また、出張所、公民館等にもチラシと申請書を配置いたします。

以上、簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

市民課長

公用車による交通事故発生について報告します。資料として事故現場見取図を提出しております。

本件事故は、去る7月24日、水曜日、午後3時20分頃市民課職員が市駐車場から市道新飯塚・川島2号線に右折侵入した際、公用車の右側から直進してきた原付自動車と衝突し、相手方を負傷させ、相手方車両及び公用車を損傷させたものです。

人身傷害としまして、相手方の左肩の打撲、車両損害としまして、原付自動車のフロントフォーク等の損傷、公用車のフロントバンパー等の修理が必要となっております。

この事故の原因は、職員が十分な左右確認を怠ったための事故であり、損害賠償につきましては、現在相手方と協議中です。

職員の交通事故防止につきましては日々、朝礼等において公私ともに安全運転の徹底に務めるよう指導しております。今後とも引き続き当該職員はもとより他の職員にも機会あるごとに安全運転を行なうよう指導いたします。

以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市のめざすまちづくり協議会」についての報告を求めます。

まちづくり推進課長

報告事項、「飯塚市のめざすまちづくり協議会について」のご説明をいたします。

平成24年度末をもちまして、市内12地区すべてにまちづくり協議会が設立されました。今後のまちづくり協議会の活動を更に促進するため、市として種々検討を重ねる中、まちづくり協議会代表者会議や、各々の地域に出向いて、ご意見を伺い、「飯塚市のめざすまちづくり協議会」の今後のあり方等を、まとめた冊子を作成中でございます。

本日は、その概要について配布資料の黒丸の順に従って、ご説明させていただきます。

まちづくり協議会の基本理念につきましては、まちづくり協議会を地域の自治を担う組織、地域の中核となる組織、また、地域のコミュニティを活性化する組織とすることを基本理念としております。地域には様々な団体やコミュニティが存在しておりますが、それらを統轄した組織としてまちづくり協議会を設置し、地域が抱える課題や問題の解決に向け、地域のコミュニティの活性化を図りながら、それぞれの地域の実情に合った、まちづくりを進めていただくことを主目的としているため、中核といった文言を使っております。

続きまして、まちづくり協議会のメリットにつきましては、まちづくり協議会の活動を進めることによって、地域の総意による課題解決が可能となり、まちづくり協議会を構成する各団体が協力、連携することで活動の相乗効果が生まれ、効率的な役割分担、効率的な予算配分が進むことをメリットとして掲げております。

次のまちづくり協議会の位置づけにつきましては、「協働のまちづくりにおける行政と対等なパートナー」、「地域の中核となる組織、地域を代表する組織」、「それぞれの地域の住民すべてに開かれた組織」としております。

次のまちづくり協議会が行う事業、活動につきましては、人権啓発の推進以下、11項目の事業、活動を記載しております。これらの事業、活動につきましては、現在でも、それぞれの地域で取り組みが行われておりますが、各々地域によって課題や特色があることから、その取り組みの裁量については、各まちづくり協議会で検討していただくこととしております。

次のまちづくり協議会の活動の流れとしまして、まずは、構成団体のネットワーク化を図っていただき、類似した事業、活動を行う団体をまとめた部会制の導入を行い、それぞれの地域の課題把握や将来像を検討していただく中で、次に説明いたしますが、まちづくり計画の検討、策定を行っていただきます。その後、まちづくり計画に沿った事業、活動を実施し、実施した結果の検証を行い、翌年度の計画を検討する際の基礎にさせていただきたいと考えております。

次のまちづくり計画とはですが、各地域における将来像や方向性、事業計画等を示したものでございます。基本理念、現状と課題、基本方針、事業概要、事業計画、予算(案)をまとめたもので、現在、各まちづくり協議会で検討を進めていただいているところでございます。

以上のことをまちづくり協議会に進めていただくために、市としましては、支援体制の強化をすすめており、その中で特に重要なものとして、1つは「地域向け補助金」の統合でございます。地域が一体となった、住民主体のまちづくりを推進するために、市の各課から事業ごとに各団体に交付している「地域向け補助金」を可能な限り統合し、まちづくり協議会に交付していきたいと考えております。各補助金の統合につきまして、補助金の所管課と協議を重ね、

交付先の団体等のご意見をいただきながら、調整しているところでございます。

2つ目は「地域担当」職員制度でございます。これはまちづくり協議会への人的支援として、各まちづくり協議会の会議等への出席及び事業、イベント等の支援を行う職員を「地域担当」職員として配置することを検討しているものでございます。この内容につきましては、現在、関係課と調整を図っているところでございますが、まずは試行的な形で進めていくこと等を含めて検討をしているところでございます。

以上が、「飯塚市のめざすまちづくり協議会」の冊子に盛り込む事項の概要でございます。内容が固まりましたら、冊子形式にまとめ、改めてご報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布いたしております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします「飯塚第二中学校給食調理室建設（給排水衛生設備）工事」の入札執行状況につきましては、指名競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会5月22日において、管（水道）A等級に格付けされる市内業者を指名することを決定し、6月4日入札を執行いたしました。

入札の結果でございますが、資料をお願いします。本工事につきましては、16者による入札を執行いたしました。

その結果、落札額4950万7500円、落札率94.94%で舞鶴設備工業株式会社が落札しております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第二次行財政改革大綱の策定並びに第二次行財政改革前期実施計画（案）について」の報告を求めます。

行財政改革推進課長

第二次行財政改革大綱並びに第二次行財政改革前期実施計画（案）について報告いたします。はじめに、大綱の策定について報告いたします。事前に配付させていただいておりました「第二次行財政改革大綱」をお願いいたします。

5月の各常任委員会におきまして素案について報告し、ご意見をいただいております大綱につきましては、6月28日に附属機関であります行財政改革推進委員会より答申書が提出され、これを受け、7月18日の行財政改革推進本部会議において議会意見をはじめ、市民意見を踏まえた中で検討を行い、市の第二次行財政改革大綱として決定をいたしましたのでご報告

いたします。素案からの主な変更点は、今回の行財政改革の必要性が分かりにくいとの意見が議会、市民意見でありましたので、9ページから10ページに新たな行財政改革の必要性について追加しています。内容としましては、人口減少による税収の減少、合併特例措置であった、地方交付税算定替えの終了など、市の財源が減少する一方で、医療費等の社会保障費は増加し、このままでは、財政収支は赤字なるとともに、投資的な経費、時代に応じた市民サービスに使える費用も減少してくることが予想されことから、引き続き行財政改革をすすめる必要があるとしております。大綱の説明は以上でございます。

続きまして、大綱に基づく、第二次行財政改革前期実施計画（案）について説明いたします。配付しております前期実施計画（案）をご覧ください。

この前期実施計画（案）につきましては、各課ならびに職員からの提案や平成22年から取り組んでおります事務事業評価による事務改善策などについて、所管部署と協議・調整を行い作成しております。

1ページをお願いします。1、策定の趣旨では、大綱に掲げる目標達成のために4つの基本方針を推進項目として取り組むこととしております。2、実施期間では、平成26年度からの5年間とする旨を記載しております。3、目標では大綱に掲げる3つの目標を達成するため、実施計画の行財政効果額を30億円以上とする旨を記載しています。4、推進体制と進行管理では、本実施計画は市長を本部長とする行財政改革推進本部を中心として全庁で推進し、実施状況等については広く公表する旨を記載しています。

2ページをお願いします。5、実施計画として（1）推進項目の一覧を記載しております。先ほど説明致しました4つの推進項目を大分類として、それぞれに2つから6つの中分類を設けております。さらにそれぞれの中分類に合わせて59の実施項目を設けて前期実施計画（案）としております。表の右側に計画年度別の効果額を集計しております。期間中の財政効果額を合計で30億1400万円と見込んでおります。なお、効果額がゼロとなっている部分につきましては、行政改革として財政効果が現れないものや、その算出が難しいものなどあります。

3ページをお願いします。3ページ以降が（2）具体的な推進項目の一覧となっております。ページの構成としましては、中分類ごとに、その目的・課題とそれに対する実施項目を記載しております。また、今回の大綱にありますように、実施計画を具体的かつ計画的に進めるために、PDCAサイクルに基づいた進行管理を行うため、各中分類の年度ごとの評価、進捗状況、効果目標額を示して実施計画の評価を行っていくこととしております。実施項目ごとの表記につきましては、実施項目に関する所管課、実施項目、実施内容、5年間の計画期間における年度ごとの実施スケジュールを記載しております。実施スケジュールにつきましては「検討」、「検討・実施」、「実施」という表現を用いておりますが、「検討・実施」につきましては、今までの実施計画と同じ意味で、検討を行いながら、年度途中を含めて実施可能な時期から実施していくものです。また、「検討」につきましては、行革推進委員会においてもご意見をいただき、その期間を3年以内とし、実施に至らない場合は、その検討の結果について明らかにしていくこととしております。

次に、当市民文教委員会の所管及び共通の実施項目について説明致します。

実施項目のカッコ書きで継続と記載されておりますものは、今年度までを実施期間としております行財政改革実施計画（第1次改定版）から引き続き、実施項目としているものでございます。

3ページをお願いします。「人権が大切にされ、市民等協働によるまちづくりの推進」について説明します。NO.1、「まちづくり協議会」に対する活動支援につきましては、「まちづくり協議会」の活動支援として財源、人的支援について検討を行うものです。NO.2、「自治会への加入促進」につきましては、加入率の低下もあり、自治会と連携して加

入促進を図るものです。NO.3、「道路・水路・公園等管理へのアダプト制度導入の検討」につきましては、3年間という期間を設けて実施に向けて検討行うものです。

5ページをお願いします。「市民参加型の行政運営の推進」について説明します。NO.1、「市民意見反映の推進」につきましては、市民意見反映を反映させる統一的な仕組みと、容易に意見が寄せられる仕組みについて検討を行うものです。NO.2、「市民団体、NPO法人等の行政運営への参加推進」につきましては、これら団体情報の収集と行政運営に参加できる仕組みを検討するものです。NO.4、「施策に対する市民満足度の調査の実施」は、今後の施策の方向性を検討する調査として、総合計画の見直しに併せて実施を行うものです。

6ページをお願いします。ここから「効果的で効率的な行政運営の推進」となります。最初に「市民サービスの向上及び効率化の推進」について説明します。NO.1、「休日開庁サービスの検討」につきましては、新庁舎は、セキュリティラインが設定できることから、休日開庁サービスについて検討を行うものです。NO.2、「コンビニ等での諸証明発行の推進」につきましては、国のマイナンバー制度の導入も見据えながら推進するものです。NO.3、「ICT技術を活用した市民サービスの検討」は、公衆無線LAN環境の整備やテレビ電話等を利用した相談業務の実施検討を行うものです。

7ページをお願いします。「行政評価制度の活用推進」について説明します。NO.1、「事務事業評価の見直し」につきましては、評価の方法について見直しを図り、外部評価は、施策評価での導入を検討するものです。NO.2、「事務事業評価シートの有効活用」は、事務の効率化を図る上で進めていくものです。NO.3、「施策評価の導入」は、サービスや事務事業について「選択と集中」をすすめていく必要があり、行政評価の一つの手段として実施するものです。

8ページをお願いします。「民間委託等の推進」について説明します。NO.1から3は、ゴミ・し尿収集業務、し尿処理施設の運転業務については、年次計画を定め民間委託又は移管を実施検討するものです。NO.4、「本庁、支所の窓口業務の委託化検討」につきましては、定型化している業務、専門性が必要な業務について委託を検討するものです。

9ページをお願いします。「公共施設の効率的な運営管理と統合整理の推進」について説明します。NO.5、「公共施設のあり方に関する実施計画」は平成28年度までの計画であり、引き続き取り組んでいくものです。

10ページをお願いします。NO.6、「公共施設の効率的な運営」は、利用実態踏まえて効率的な施設運営を検討していくものです。

12ページをお願いします。「事務事業の効果的、効率的な見直し」について説明します。NO.4、「市に事務局がある公共的団体等のあり方の見直し」につきましては、事務局経費で市が負担している経費を点検し、団体が負担すべき経費については、応分の負担を求めていくものです。NO.5、「資源回収補助金の見直し」は現行補助金を見直すとともに、新規資源回収措置を検討し、資源回収団体のさらなる活性化を図るものです。

13ページをお願いします。NO.6、「行政評価を活用した事務事業の効果的、効率的な見直し」は、妥当性、効率性、有効性の視点で、全事務事業の見直しを行い、事務事業の改善改革を図るものです。

14ページをお願いします。ここからは、「持続可能で健全な財政基盤の確立」となります。「歳入確保への取り組み」について説明します。NO.1、「マルチペイメントの推進」については、「マルチペイメントネットワーク」活用し、口座振替の手続きの簡略化、またATMでの支払いが可能となるもので、市民の利便性、収納率の向上を図るものです。NO.2、「コンビニ収納の推進」については、利用者の利便性向上を図るため推進していくものです。NO.3、「徴収体制の強化による収納率の向上」は、法的な措置を含め、市全体で債権管理の徹底と、現年度を中心にした未収金の減少を図ることで、収納率の向上を図るもの

です。

16ページをお願いします。「歳出の適正化に関する取り組み」のNO.1、「補助金等の見直しに関する指針」に基づく審査の実施については、補助金の透明性を図るため、第三者審査機関で審査を行い、適正化を図るものです。

17ページをお願いします。「給与制度の適切な運用」のNO.3、「附属機関である審議会等委員の報酬の検討」は、県内自治体における報酬額を参考にしながら改定の是非について検討を行うものです。

19ページをお願いします。「外郭団体等（地方公社、一部事務組合、第3セクター等）の経営健全化」について説明します。NO.1、「外郭団体等経営改革プランの策定」については、経営改革プランの策定を行っていない団体については、策定の協議を継続して行うものです。NO.2、「市が出資した財団法人の出捐金のあり方についての検討」については、公益法人改革により、所有する基本財産処分が容易に出来ることもあり、市が出資していた出捐金について当該法人と協議を行うものです。

20ページをお願いします。ここからは、「時代に対応できる組織改革と人材育成の推進」になります。最初に「時代に対応した効果的で効率的な組織・機構改革」について説明します。NO.1、「学校用務員及び学校図書司書補助員に係る業務改善」については、複数の学校間で用務員・図書司書の各々が連携し協同作業を行うことで効率化を図るものです。NO.3、「効果的・効率的な組織の検証」は、社会環境の変化や地域間競争などの時代の要請に対応した効果的・効率的な組織運営を図るものです。

以上が、市民文教委員会の所管又は各委員会に共通する実施項目でございます。

今後のスケジュールとしましては、議会の意見、行財政改革推進委員会の意見提言を参考にさせていただきながら9月に策定を行う予定としております。

以上で、第二次行財政改革大綱の策定並びに第二次行財政改革前期実施計画（案）についての説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

なお、実施計画（案）の実施項目に対する質疑につきましては、当委員会の所管に関する部分でお願いいたします。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。